

検討及び確認内容

※条例は、市のまちづくりに対する方針や考え方、その枠組みを示すものです。

(条例の検討においては、個々の事業や取組の内容を議論し、決定するものではありません。)

※☞は、検討、確認いただきたいポイントのほか、三条市オリジナルの規定事項を記載してあります。

◆条例の名称

☞第1条の「目的」をわかりやすく表現しているか

第1章 総則（第1条、第2条）**第1条 「目的」**

☞この条例が目指すものは、障がい理由とする差別の解消を通じ、共生社会を実現すること
でよいか

第2条 「定義」

☞“障がい”や“障がい者”の範囲については適当か

☞三条市のオリジナルは、合理的配慮は、明確な意思表示がなくても、社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合においても提供をすべきであると拡大している点

第2章 基本理念及び責務（第3条－第5条）**第3条 「基本理念」**

☞目的の実現に向けた、根幹となる考え方・共通の価値観について、不足はないか

☞三条市のオリジナルは、被災経験を踏まえ災害時をあえて規定している点

第4条 「市の責務」**第5条 「市民及び事業者の役割」**

☞市民及び事業者の役割に対しては努力義務でよいか

第3章 障がい理由とした差別の解消（第6条－第13条）**第1節 差別の禁止****第6条 「差別の禁止」**

☞何が差別にあたるのかを明確にするため、社会生活において関わることの多い7分野を例示したが、分野別の例示は必要か否か

第7条 「合理的配慮の提供」

☞市及び事業者のみならず、市民に対しても義務として定めてよいか

第2節 差別の事後対応策

第8条「相談」

第9条「助言又はあつせんの申立て」

第10条「事実の調査」

第11条「助言又はあつせん」

第12条「勧告及び事実の公表」

第13条「調整委員会の設置等」

☞先進自治体と同様の規定を設けたが、差別に関する相談や対応体制に不足はないか

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策（第14条－第20条）

第14条「情報・コミュニケーション支援」

☞基本理念と同様に、災害時における対応を別に規定したが、ほかに特筆すべきものはないか

第15条「周知啓発の実施」

☞子どもの時期からの早期の理解の促進の取組の必要性を考慮したが、ほかに特筆すべきものはないか

第16条「社会参加の促進」

第17条「交流機会の創出」

☞障がいに対する相互理解を進めるための施策として、不足はないか

第18条「心理的支援」

☞三条市のオリジナルとして、当事者からの要望を踏まえ、第8条の「相談」とは別に、障がい者及び障がい者に関わる周囲の者の心の負担軽減を図りながら推進していくことを規定

第19条「顕彰」

☞三条市のオリジナルとして、取組を推進し、効果的に周知していくためのツールの一つとして、既存の三条市表彰とは別に規定

第20条「条例推進会議の設置」

☞地域自立支援協議会の機能を踏まえ、別組織として設けるべきか、既存の組織を活用し運営すべきか

また、別組織とする場合は、地域自立支援協議会との関係性をどのように整理すべきか

第5章 雑則

第21条「委任」